



大切な一票を 私たちの未来に

第27回参议院議員通常選挙

7月に予定されている参议院議員通常選挙は、参议院議員の任期(6年)満了に伴い、3年ごとに半数ずつ改選する選挙です。皆さんの貴重な一票を忘れずに投じましょう。



市ホームページID.1011766

問い合わせ 選挙管理委員会事務局(市庁舎9階、☎65・4222)

本記事は、選挙の日程が決定する前に編集したものです。国会の情勢などにより、内容が変更になる場合があります。公示日・投票日などの詳細は、全戸配布するチラシで改めてお知らせします。

公示日前日までに投票所入場券を送付します

公示日前日までに、住民票記載の住所に投票所入場券(はがき)を送付します。投票の際は、入場券をお持ちください。

～入場券が届かなかったり、紛失した場合～

再発行はできませんが、入場券がなくても投票できる人の要件を満たすことが確認できれば、投票することができます。本人確認できるもの(マイナンバーカードなど)を持参の上、投票所で係員に申し出てください。期日前投票の場合も同様です。

安心して投票していただくために

投票所でわからないことや、介助の必要などがあるときは、係員に遠慮なく申し出てください。

- ◆投票所には車いすと、車いすに座ったまま投票用紙に記入できる記載台を用意しています。
- ◆家族でお越しの際は、18歳未満の子どもも一緒に投票所に入場できます。ただし、子どもが投票用紙に記載することや、投票用紙を投票箱に入れることはできません。

参议院議員通常選挙 投票の流れ

投票できる人：投票日時点で満18歳以上の人

帯広市で投票できる人

登録基準日(公示日前日)の3カ月前までに帯広市に住民登録し、引き続き3カ月以上住民基本台帳に登録され、帯広市の選挙人名簿に登録されている人

以前住んでいた市区町村での投票となる人

登録基準日の3カ月前の翌日以降に帯広市に転入の届け出をした人で、前住所地に3カ月以上居住していた人

※自分がどの市区町村で投票できるか知りたいときは、問い合わせください。

投票所入場券を公示日前日までに送付

世帯ごとに住民票記載の住所に入場券を送付します。1枚のはがきに2人分までの入場券を記載しています。選挙人が3人以上の世帯には、複数枚のはがきが届きます。

投票日に投票所へ行ける場合

投票日に投票所へ行けない場合

期日前投票

・期日前投票所で投票

不在者投票

・他市区町村で投票
・病院などの指定施設で投票
・郵便などによる投票

投票日(7時～20時、一部投票所は19時まで)

入場券に記載の投票所で投票します。目や体が不自由な人などをサポートする投票制度があります。

点字投票

代理投票

期日前投票所

各投票所で投票できる期間や時間が異なります。開設期間は入場券または市ホームページを確認してください。

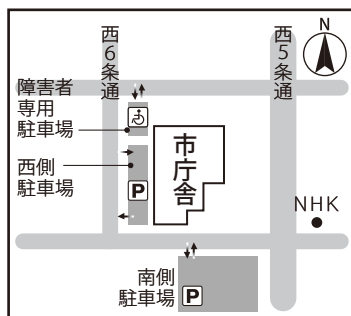


投票者の約35%が期日前投票を利用しているよ

◀選挙のめいすいくん

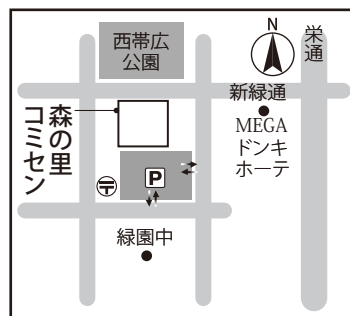
市庁舎3階大会議室(西5南7)

(投票時間) 8時30分～20時



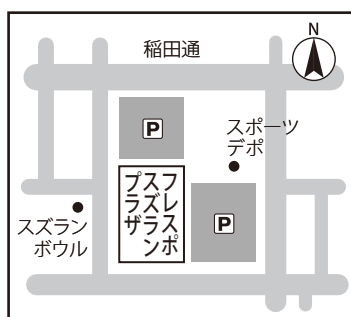
森の里コミュニティセンター(西22南4)

(投票時間) 8時30分～20時



フレスポスズランプラザ1階(稲田町南8線)

(投票時間) 10時～20時



帯広畜産大学かしわプラザ(稲田町西2線)

(投票時間) 8時30分～20時

